

遊心苑 命名の由来

遊心には2つの意味があります。

乗物以遊心「心をほしいままにして楽しむ」 莊子
遊心帝王之術「常にその事物の上に心をおく」 漢書

「入所しているみなさまにはゆったりとした気持ちで伸びのびと生活してほしい」
「介護するスタッフは細かいところまで行き届いたお世話をしたい」
という気持ちを込めて命名したものです。

理念

人と人とのふれ合いを大切にし、
最良のサービスを提供して
『自立した生活』への復帰を支援します。

運営指針

1 明るく、楽しい施設

- 優しく、きめこまやかな看護・介護とリハビリ
- 明るく、にこやかな応接・対応

2 安全で、安心できる清潔な施設

- 安全管理の徹底
- 衛生管理の徹底

3 健全で、開かれた施設

- 情報公開と第三者評価の導入
- 施設内での交流、施設外からの交流、地域イベントへの参加

社会福祉法人 遊心苑 事業施設

- 介護老人保健施設 遊心苑
- 遊心苑 短期入所療養介護事業所
- 遊心苑 通所リハビリテーション事業所
- 遊心苑 訪問リハビリテーション事業所
- 介護支援センター 遊心苑

《遊心苑訪問リハビリテーション事業所運営方針》

- 遊心苑訪問リハビリテーション事業所は、要介護状態(介護予防訪問リハビリテーションにおいては要支援状態)にある高齢者に対して、可能な限りその自宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、理学療法・作業療法その他の必要なリハビリテーションを行うことにより、利用される方の心身機能の維持回復をはかるものとします。
- 遊心苑訪問リハビリテーション事業所は、サービスを提供するにあたっては、利用される方の意思および人格を尊重し、常に利用される方の立場に立つて行うものとします。
- 遊心苑訪問リハビリテーション事業所は、事業を運営するにあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとします。

《個人情報保護に関する基本方針》

私ども社会福祉法人遊心苑では、利用者様から様々な個人情報や診療情報、介護情報をいただいております。それらをもとに質の高い看護や介護、リハビリテーションの提供に努めております。一方、個人情報がプライバシーを構成する重要な情報であることを深く認識し、業務において個人情報を取り扱う場合には、すべての職員が個人情報の保護を遵守することにより、利用者様を尊重し確かな信頼関係を築き上げ、安心してサービスを受けていただきたいと考えております。当法人のすべての事業所では、下記の基本方針に基づき、お預かりした個人情報の安全管理に万全を期して、その保護に努めていくことを宣言します。

- 個人情報の保護に関する法律」を、全ての役職員が遵守することにより、個人情報の適切な管理に努めます。
- 個人情報を適切に取り扱うために管理者をおきます。
- 個人情報の取得・利用については、業務や事業所の運営に必要な範囲で収集範囲や利用目的を定めます。
- 同意をいただいた場合および法令に基づき司法機関、行政機関からの義務を伴う要請を受けた場合を除き、ご提供いただいた個人情報を第三者に提供いたしません。
- 個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩などが発生しないよう安全対策を講じます。
- 個人情報保護の重要性について、内部の教育啓蒙活動を実施します。



お気軽にご相談ください。
専門スタッフがご相談を承ります。
下記までご連絡ください。



社会福祉法人

遊心苑

〒010-0822 秋田県秋田市添川字境内川原 196 番地 1

TEL.018-831-3666

FAX.018-831-3560

○ホームページ <http://www.yushinen.or.jp/>

201301.AS/200

遊心苑 訪問リハビリテーション 事業所

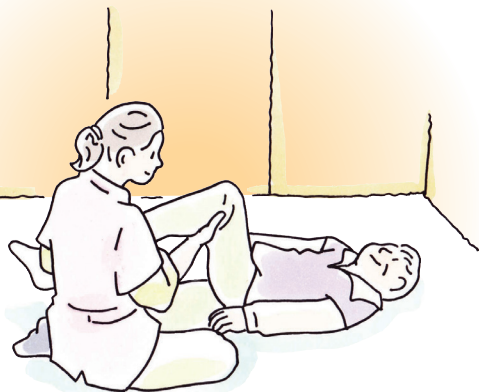
社会福祉法人
遊心苑

遊心苑

●訪問リハビリテーションサービス 介護予防訪問リハビリテーションサービス

在宅で生活されている方で、リハビリテーションが必要と主治医が認めた方に対し、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が訪問してリハビリを行うサービスです。

生活につながる機能訓練



生活に必要な身体機能(関節の運動や筋力・体力など)や、精神認知機能を維持向上できるように支援します。

日常生活に必要な動作の練習



- ・起き上がりや立ち上がり、乗り移りなどの基本的な動きの練習を行います。
- ・家の中や外の移動や、階段昇降などの練習を行います。
- ・食事や着替え、トイレ動作や入浴、家事等の練習を行います。
- ・趣味活動や社会参加に対する支援を行います。

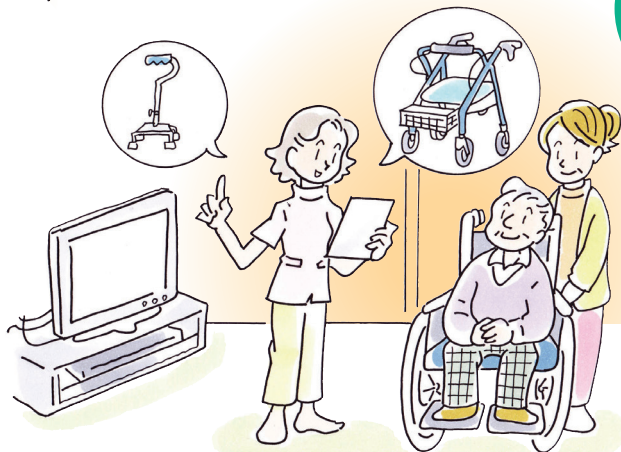
介助方法の助言

起き上がりや立ち上がり、歩行やトイレ動作など、ご本人・ご家族・他の介護事業者が行いやすいように介助方法を助言します。



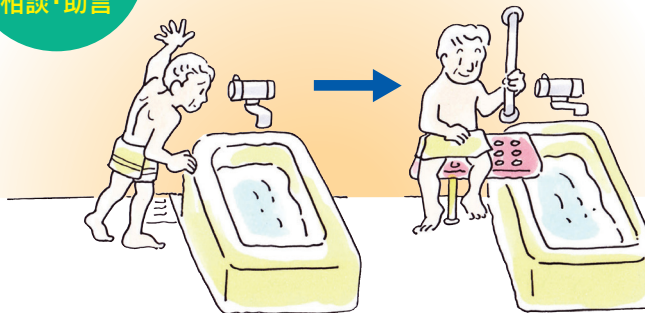
身体機能や環境にあわせて必要な福祉用具や自助具を選択・助言します。

福祉用具の選択 使い方の助言



住宅改修など住環境整備の相談・助言

使いやすく、動きやすい住環境を整えるために、手すりの設置や段差の解消などの助言をします。



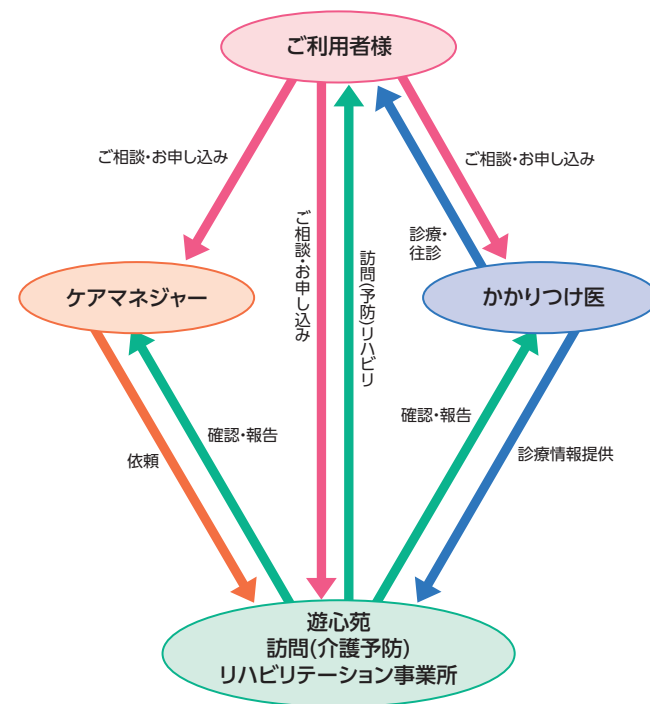
ご利用案内

- 提供日／月曜日～金曜日※年末年始を除く
- 提供時間／13:15～17:00
- 提供地域／秋田市(車で往復30分ぐらいの範囲)

ご利用方法

●訪問・介護予防訪問リハビリテーション

▶ご利用いただける方／要支援1～2、要介護1～5の認定を受けており、かかりつけ医からリハビリが必要と判断されている方



- まずは要支援・要介護認定を受けて下さい。
- 要支援の認定を受けている方は地域包括支援センター(ケアマネジャー) 要介護の認定を受けている方は居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)もしくは当事業所へご相談・申し込みをしてください。
- 訪問リハビリを受けるためには、主治医の許可が必要です。主治医に相談してください。